



2026年3月25日

各 位

会社名 株式会社エフ・コード
代表者名 代表取締役社長 工藤 勉
(コード番号：9211 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 衣笠 慎吾
(TEL. 03-6272-8991)

調査報告書の受領に関するお知らせ

当社に関し、2025年10月から11月にかけて、一部のオンライン媒体において、当社の元執行役員（以下「当社元執行役員」といいます。）が、当社株式を当社元執行役員から買い受ければ、当社上場後に譲渡することにより上場益を得ることができる等の甘言を用いて複数の関係者から金員等を受領していた点、及びこれに関連して、当社の過去の売上の一部に疑念があるかのような点等について報道がなされました。また、これに先立つ2025年9月には当社の会計監査人に対しても同様の疑念に関する通報がなされました。

当社は、当該報道及び当該通報を受けて、上記の一連の疑念に関連して、売上の一部についての懸念の有無、並びに当社又は当社の役員が関与した事実及び法的責任の有無等について客観的な検証を行うために、当社と独立し、利害関係を有しない外部専門家（弁護士及び公認会計士）による約1か月間にわたる当社社内資料及び当社関係者を中心とした調査（以下「本調査」といいます。）を実施いたしました。

当社は、本日、本調査に係る調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、上記行為の端緒が疑われた時点で、当社元執行役員を2022年11月に執行役員の地位から解任した上で、2023年1月には当社元執行役員を退職させております。また、当社元執行役員は現在、当社株式を保有しておりません。

記

1. 本調査における認定

本調査の結果、以下に記す調査結果の要約の通り、上記の一連の疑念に関連して、当社又は当社の役員が関与した事実は認められず、かつ、当社又は当社の役員は法的責任を負わないと認定されました。また、本調査の結果、当社の過去の売上について、会計的な観点から疑義を抱く重要な事実は発見されませんでした。

2. 調査結果の要約

- ① 通報者から実態のない取引として主張を受けている、株式会社Aと株式会社Bとの取引につき、更に詳細な取引実態の解明（実際の取引内容に照らして、相当な金額感で取引が行われていたか）

【調査結果の要約】

株式会社Aとの取引については、実在性について疑義はなく、取引対価の妥当性についても、業務委託料は低めの水準と考えられるが、取引内容に比して不当に低いとまでは認められない。

株式会社 B との取引については、いずれの取引も実在性について疑義はない。取引対価の妥当性については、一部の取引（C 株式会社及び D 株式会社）について、支払金額及び支払期間について、貴社より開示された取引関係資料との整合性は確認できておらず、その合理性は不明であるが、その他の取引については、取引対価が特段不合理なものとは認められない。

② 合同会社 E との取引につき、当社元執行役員がキックバックを受けていたか

【調査結果の要約】

本調査では、当社元執行役員が合同会社 E からキックバックを受領したことを確認するための十分な調査を行うことはできなかった。なお、本件調査の対象とした合同会社 E との取引は、実在性、対価の妥当性ともに認められ、キックバックを疑わせる事実は見当たらなかった。

③ 貴社に使用者責任が生じるか

【調査結果の要約】

本調査において判明した事実からは、貴社が使用者責任を負うものとは認めがたい。

④ 貴社取締役による当社元執行役員に対する訴訟提起及び執行手続につき不法行為が成立するか

【調査結果の要約】

貴社取締役による訴訟提起及び執行手続について、被害者等に対する不法行為が存在するものではないと考える。

⑤ 上場企業取締役の適格性の観点から、貴社取締役の行為が適切だったといえるか

【調査結果の要約】

客観的立場にある外部の専門家等が主導する調査や分析に基づき、その時点の状況下で取り得た被害者の利益に配慮する措置を会社としてより慎重に検討すべきであったとも考えられ、一定の省みるべき点があったと考える。

3. 本調査を実施した利害関係を有しない外部専門家

K T S 法律事務所

弁護士 辻 川 昌 徳

同 佐 藤 安 紘

同 山 田 健 一

中田公認会計士事務所

公認会計士 中 田 貴 夫

4. 調査結果を踏まえた今後の対応方針

当社元執行役員による上記行為は、執行役員という当社の重要役職に在任中に行われたものであり、執行役員の任命責任等、当社にも改善すべき点があったと考えております。株主の皆様及び当社関係者の皆様には、多大なる心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

一連の疑念については、当社及び当社役員に法的な責任が生じるものではなかったものの、本調査の委員による提言を受け、今後当社において不正行為等の疑念が生じた際に、適時に、法的観点から問題のない対応を行うことができるように弁護士資格を有する社外取締役（監査等委員）を選任することを検討しております。

5. 業績に与える影響について

当期の業績予想は変更ありません。

以上